

長野県公安委員会告示 第 39 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年6月16日

長野県公安委員会



記

聴聞の期日 令和 7年 7月 3日 午前 9時00分

聴聞の場所 長野市川中島町原704-2
北信運転免許センター

長野県公安委員会告示 第 39 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年6月16日

長野県公安委員会



記

聴聞の期日 令和 7年 7月 3日 午前 9時00分

聴聞の場所 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原 73-116
中南信運転免許センター

長野県警察本部長 告示第 58 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年6月16日

長野県警察本部長



記

聴聞の期日 令和7年7月2日 午前9時30分

聴聞の場所 長野市川中島町原704-2
北信運転免許センター

長野県警察本部長 告示第 59 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年6月16日

長野県警察本部長



記

聴聞の期日 令和7年7月2日 午前9時30分

聴聞の場所 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116
中南信運転免許センター

長野県警察本部長 告示第 58 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年6月16日

長野県警察本部長



記

聴聞の期日 令和7年7月2日 午前9時30分

聴聞の場所 長野市川中島町原704-2
北信運転免許センター

長野県警察本部長 告示第 59 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年6月16日

長野県警察本部長



記

聴聞の期日 令和7年7月2日 午前9時30分

聴聞の場所 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116
中南信運転免許センター